

令和5年度税制改正大綱（第二）（抄）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

令和4年12月16日
自由民主党
公明党

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

（国 税）

（1）適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

解説
①

解説
②

（注1）上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

補論

（注2）課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

解説
③

- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

解説
④

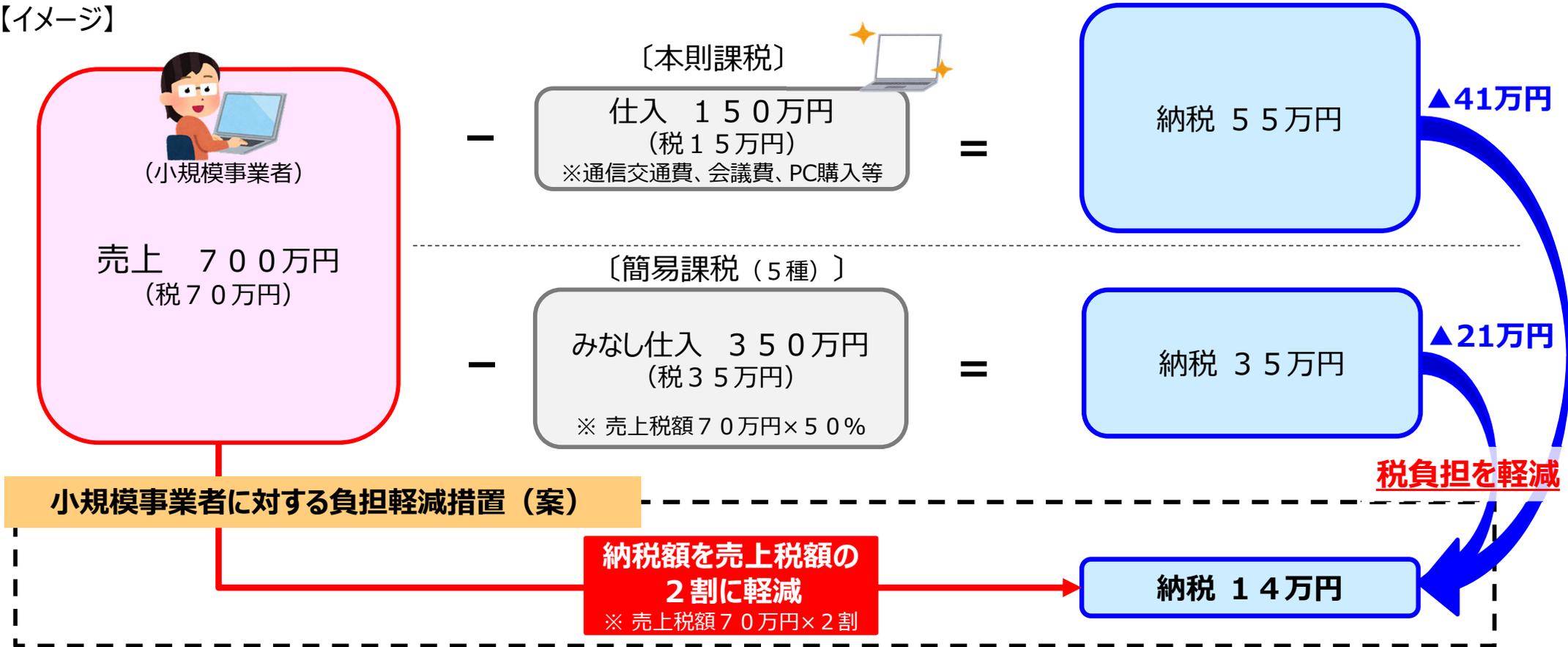
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

- ④ その他所要の措置を講ずる。

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。**
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

【対象期間と対象者について】

解説①

Point 1

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合…

Point 2

Point 1 (対象期間)

- 例えば、個人事業者が令和5年10月1日に登録をした場合、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までが対象。**

Point 2 (対象者)

- インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象。
- 以下の消費税法の規定により**事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者は対象外。

納税義務の免除の特例に係る規定

基準期間 特定期間

- 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合 (消法9①)
- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (消法9の2①)

承継・新設

- 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例 (消法10、11、12)
- 新設法人の納税義務の免除の特例 (消法12の2①)
- 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 (消法12の3①)

3年 縛り

- 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法9⑦)
- 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の2②・12の3③)
- 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間 (消法12の4①)
- 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間 (消法12の4②)

【R5.10.1の属する期から適用される課税事業者の選択について】

補論

(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

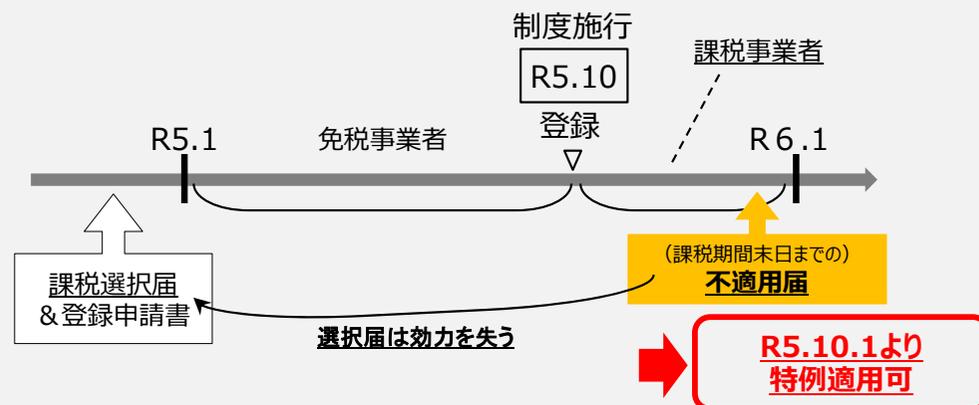
上記(注1)

例：個人事業者がR5.10.1前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合



上記(注2)

例：左記の例の場合に、R5.10.1の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合



【税額の計算方法について】

…その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

- みなし仕入率が80%である場合の「簡易課税制度」と同じ計算方法。

現行の簡易課税の付表

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	・・・～・・・	氏名又は名称	
------	---------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額			
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円	(付表4-3の②C欄の金額) 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-3の④A欄の金額)	(付表4-3の④B欄の金額)	(付表4-3の④C欄の金額)
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④			
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額			
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・ 80% ・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表4-3の④A欄へ)	(付表4-3の④B欄へ)	(付表4-3の④C欄へ)

【適用に当たっての手続きについて】



② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

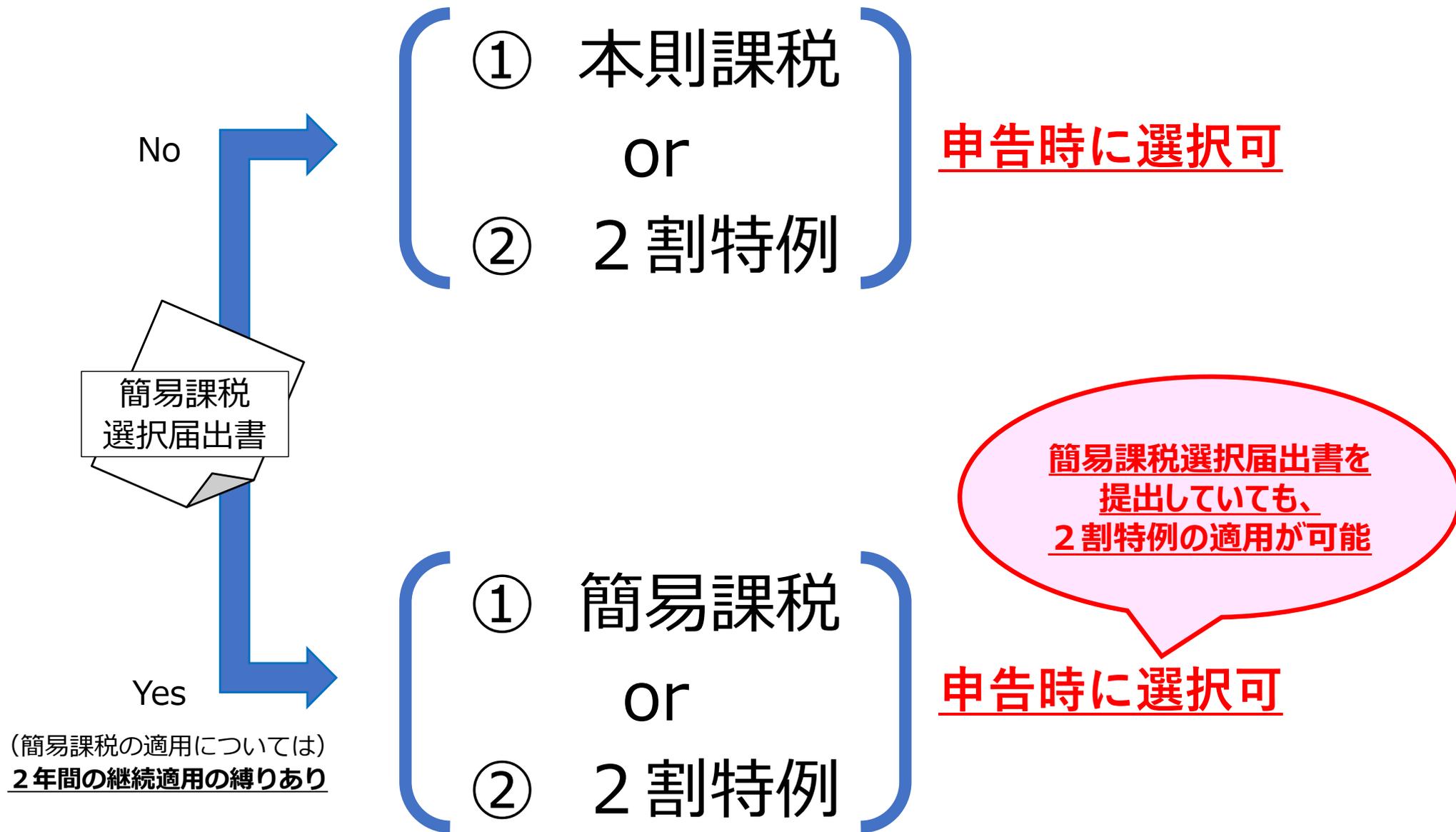
- 事前の届出が不要。
- ※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能。

申告書における付記のイメージ

【消費税申告書】

2割特例
○有 ○無

申告時における選択適用のイメージ



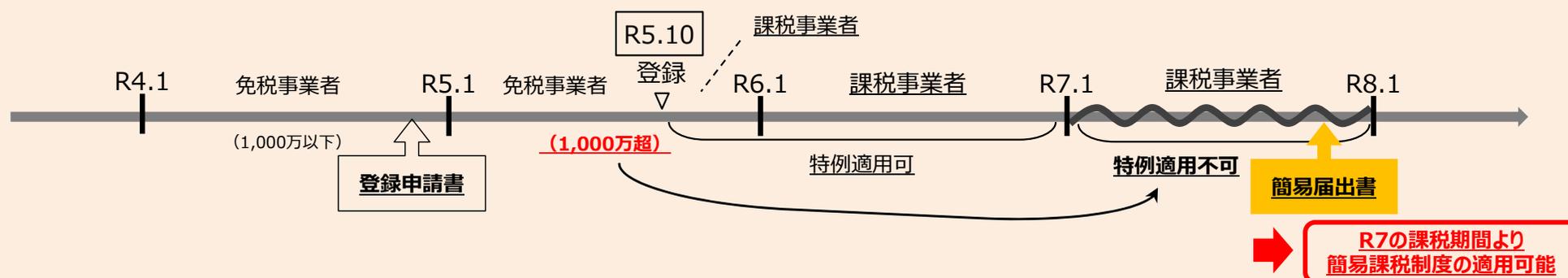
※ ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

【簡易課税制度への移行措置について】

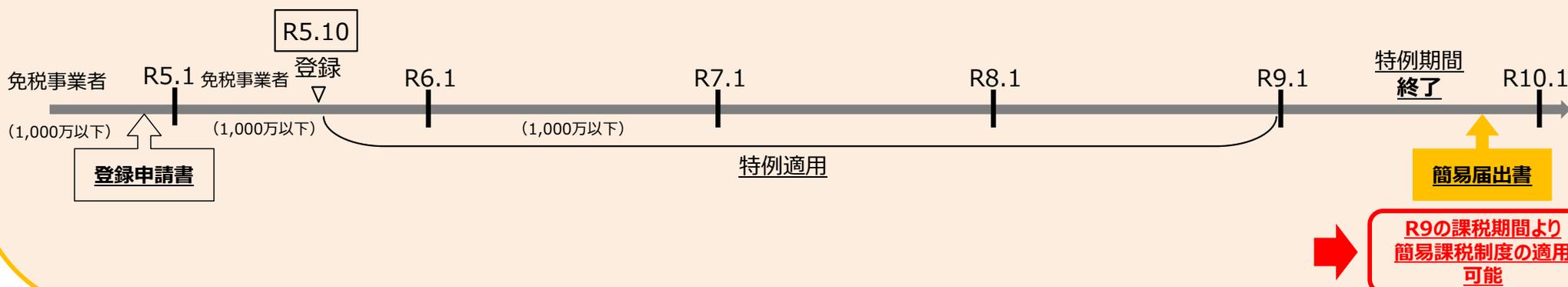
解説④

- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

○ 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



○ 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



簡易課税制度との事務負担上の主な相違点

2割特例のメリット

業種区分が不要

申告時に選択適用が可能

事前の届出が不要

納税額と必要な転嫁の程度が
より明確になる

売上税額のみから計算が可能

仕入れに係る帳簿やインボイスの
保存・管理が不要

簡易課税のメリット